### 舶事故による海洋油濁と被害第三者の損害 (1)

序 説

トリキャニオン号事件

(1) 事実の概要

(2)事故原因と油濁訴訟の経過

英国の油濁求償に関する指導判例

Esso Petroreum Co. v. Southport Corp. (1956)-

(2)(1)事実関係 第一審判決

> (3)控訴院判決

四、英国不法行為法上の請求原因 (4)貴族院判決

(1) トレスパス

(3) (2)因果関係 ネグリジェンス ニューサンス

兵 海洋油濁に関する現行法制と国際的立法の動向

序 説

典型として最近とくに問題とされるのが、大型タンカーによる海洋油濁事故である。 大型化・専用化の傾向とが、必然的にこうした現象をクローズアップさせずにはおかないのである。そうした一つの ている。 近年における海上運送の著しい変容は、 すなわち、社会経済の発展に伴う原油や化学薬品など各種の危険・有害性物質の海上輸送の増大と、 「海難事故」と「海上公害」とを、きわめて密接な関係において結びつけ 船舶の

田 晴

生

重

(29) 29

万ないし五〇万トン級の超マンモスタンカー時代を迎えつつある。そして、このような〃浮べる油倉庫〃とも称すべ ことがなかった。ところが、一九六七年に至って、 き巨船の海上移動については、 題が、正に「現実の問題」として引き出されたのを契機に、 し、それまでとかく将来的な問題として認識され、 と新しい問題が提起され、 大きく、 償責任の問題―換言すれば油濁を蒙った一般私人の法的救済の問題については、 に対する認識を遙かに越えたトリキャニオン号事件の最大の関心事である、 いし限界が明確に露呈され、 般的問題として、 つかの問題を提起している。 近時の世界的趨勢である船舶の大型化傾向は、とりわけタンカー部門において著しく、今や世界の海運界は、 急遽各方面においてすすめられることとなった。(2) (1) 普通法 (コモンロー) あるいは、 各領域における検討が急務とされてきたにもかかわらず、 その後の各国に対して大きな衝撃を与えた。英国の場合、こうした現行法の問題点は、 一方、 商法第六九〇条の責任制限の問題として現われるため、英国の場合以上に困難な問題が 船舶輸送安全対策や海上災害防止対策、運送人責任、 (2) わが国の場合にも、 海事法 (3) 回避されがちであった、タンカーの海難事故による油濁危険 海難史上最大の船舶事故の一つ「トリキャニオン号事件」が発生 国際法 なかでも、その損害の範囲と損害額の点で、 この種の損害賠償は、 海洋における船舶の流出油汚濁に絡まる様々な問題の検 の各分野において現われ、 油濁の第三被害者に対する船主の損害賠 民法不法行為 現行の法制度の徹底的 保険制度、等々において、次々 一向にこれという成果を収める 以下に概観するようにいく (第七〇九条以下) 従来の海 な立ち遅れ 事故 Ø) 間 (30)

にかぎらず、 の石油産業の発展に比例して当然に予測されえたわけであって、これは、 ところで、 他の海洋諸国にも共通することであった。特に英国の場合、 トリキャニオン号事件のような海上汚濁事故は、決して不慮の災害ではなく、その発生と増大は、 こうした海上油濁に関する損害 賠 ひとり世界有数の海路を擁する英国の 償 事 件

四〇

1

3

損害賠償

6 り、 は そこで本稿では、 この種の海難の発生と実定法の不備・限界の問題は、広く各界に認識されていたはずのことであった。(5) しかもこの中で英国貴族院が、油濁被害者である沿岸住民の普通法上の訴権を否認する破棄判決を下したときかしかもこの中で英国貴族院が、油濁被害者である沿岸住民の普通法上の訴権を否認する破棄判決を下したときか すでに一九五三年の Southport Corporation v. Esso Petroeum Co. (1953) 2 A11 E.R. 1204.に現わ n てお

料に譲るとし、ひとまずここでは、船主の損害賠償責任を中心とした法律的問題に焦点を合せて考察することとする。料に譲るとし、ひとまずここでは、船主の損害賠償責任を中心とした法律的問題に焦点を合せて考察することとする ための港湾の整備・拡大、狭水道の交通規制の問題等々、様々の問題が集積されるが、これらについてはすべて他の資 思う。 る被害第三者の法的救済の問題を概観し、併せて、この方面における国際的法規制の動向についても一瞥してみようと わけではなく、 もとより、タンカー事故に関連する問題は、こうした被害者の補償制度ないし運送人の責任制度の問題に尽きるもとより、タンカー事故に関連する問題は、こうした被害者の補償制度ないし運送人の責任制度の問題に尽きる ほかにも、事故の防止・安全救助対策、船員の育成・充実問題、海上保険制度の問題、および安全運 かかる油濁求償に関する英国の判例と先頃のトリキャニオン号事件を素材としながら、 油濁に ょ

- $\widehat{2}$ 7  $\sigma$ 0 すでに一九六八年、 油による海洋 造船 万重量トン 技術的 の状況も、 問題 級の の汚染は、 0) 昭 審 タンカーを発注する計 議もすすめら 和 ギリシヤの 29 六 年に タンカー は三〇 れ 船主A・Sオナシスは、 の海 T Ļ× 万 難事故による積 る ۲ 圃 ン時 がある旨発表しており (日本海 代の到 事 新聞昭和四六年一二月一・二五日)、 来が告げられ、 荷 油 英国の主要造船会社 (日本海事新聞昭和四三年一二月一二日)、 最近では、 ハーランド・ウルフに対し、 将来の一〇〇万トン級タンカー 海運四八九号 29 また、 ○万ない 胩 代に b L 国  $\overline{E}$
- ていく。 液 出 汚泥など 船積荷揚もしくは給油中の 廃棄物の海上投棄による汚染もあるが、 操作ミスによる油の排出などを原因とするものも無視できず、 ここでは、 の流 当面 出事故のみではなく、 海難事故による積荷油 脚荷水の放出、 さらに油 の流出汚濁の 航海中 以 外の 問 し尿 題 Ø) として考 F, 工場 0) 排 排
- 囲にわたる被害者に特徴づけられる海難 夙に指摘されるところであり、 般 的 [H]定的 に処 ここでは再論を避ける。 理 する我が不法行為法 事故 の場合、 司法的 杉 なお よび 求償に伴う労力・費用 免責委付に 般 に、 トリキャニオン事件のような莫大な損 よる責 任: 時間 制 限 を認 法解 め 釈 る の難 油 商法 解 立証 問 題 害額 0) 点 困 と広範 難等 -

紛 行 むやに流されるか、 たる成文法をもって 道 と成 一がひらかれている一を有しないことがあって、 問 英米法は、 の法律的解決を好まないという特殊状況 極めて比重の大きな事項である の 個々 の具体的事実を熟慮し、 第 甚 だ見込 方的な和解を強いられるか、 次的法源とするわが国はじめ大陸法系の法にくらべ、 の薄いものといわねばなら かっ 先例に ٤ 5 こうした裁判手続の実行は、 英国 概 して 従いまたは先例 あるいは恩恵的な補償を俟 0 無知識 ようなコモンロ ない。 加えて 無資力な一般私人や個々 いからの わ 1 が 類推 1 という の場 つかの、 益々悲観的であり、 に 合には、 弹力的 般に正義と常識により適う弾 よって法を形成してい な歴史ある法体系 11 団体による個別 ずれかの経過をたどるであろうこ 般的 に国民 多くが く の権利意識が 時 カ・ 間 5 とともにうや 力的 抽 ŧ な対 そ 的 b 処 規 実

月、 「ジュリアナ号」 和三七年京浜運河においてタンカー同士が衝突した「第一宗像丸事件」をはじめ、 一二月の東京湾木更津沖のノリ養殖漁場油濁事件などがあり、これらは未だ記憶に新しい。 インのLPGタンカー「第三ブリジストン丸」が艀に激突する事故が発生し、 た原油に引火爆発し、 した八月 号」の事故のほ 「第三東 わが国 は、 光丸」(二一、五〇〇トン)と「テキサダ号」(三〇、 IJ 過去の事件に照しても明らかである。 ベリアのタンカー / 京湾 泉川 K 油約三〇〇トンを流出した事故があるほか、 亜丸爆発事故」につづいて、 の事故につづいて、 おけるこ 0 浦 から 賀水道で 原油 の種 飯野海運の八万トンタンカー 延々二八日間にわたり災焼した「ヘイムバード号事件」 0) 「コリントス号」(三〇、一〇五トン)に重油五〇〇トンを積んだ の海難のうち主なものを摘記すれば、 六八四トン)から流出した原油六、〇〇〇余トンが遠く山形県酒田海岸まで汚濁した事 インド 荷揚げ作業中に突然出火したが、 同号から流出した重油約二万五千トンが 同一二月には、 船籍の 北海道室蘭港岸壁に接岸中のノルウェー タンカー 大阪湾堺の石 「アジジャンティ号」 「陽邦丸」がタンクのヒビ割 昭和四六年一一月には、 〇五〇トン)との衝突油流出事故のほか、 幸に爆発は 油 コンピナー トリキャニオン号事件以後の事件としては、 周囲三キロ 免が 宣四、 ۲ れ安堵 桟橋に停泊中の川崎汽船所属の十二万トン に 新潟沖合海岸で座礁したリベリアのタンカ が、 昭和四三年には、 のタンカー 000トン) れからアラビア海上に重油約一 わたり拡散 の胸 また昭 昭和四〇年五月には、 を無で下したのもつかの間、 が埠頭 和 「第一新風丸」(五〇〇ト また、 が、 四 折 一年には、 カコ に衝 「ホセ・アバド・ 5 重 近年のものとしては、 の 油 名古屋港でジャ 突 強風 約三万トンを積んだま 破穴の 横浜港 紀 K 昭 伊 0) 和四 万トンを流 水 ため流 C 道 Ŧī サント 沖 タンカ ンラ 昭 同 た L ス

石

運搬船と衡突

×

本

稿

50

脱

稿

後、

九

七二年六月二六

H

中

東

か

6

原油

を満載し、

昭 県 和 発生して 四 袖 囷 年 浦 外 0) 沿 沿岸 0) 最 などに漂着 これに 近 汚 濁発生件数 0) 污 濁事 小規模事故 件 なは、 0) ノリ魚 約一、 をも含めると実に枚挙にい 貝業者に莫大な損害 六〇〇件で、 萷 年 を与えた 0 とまが 約 24 倍に (被害額は五~六億円とも報ぜ ない 達 L (因みに、 T いる Ł ļ, 海上保安庁の わ れる)。 しまとめ 6 n た 1: 統 事 計 件 15 など、 よる

ンプト 年 を流出させたオ の ン カ 沖 ナ の ダ 南 シフィック・ 東 部 レゴン・スタンダード 海 岸 の 7 グ 口 п 1 1 号 IJ | 例 フロリダ沖のデリ を挙 号等 号とアリゾナ・ げ 々の事故、 れ ば、 米国 さらに一 アン・アポ カリ スタンダ フ 才 九 ル ード号との ニア州 七一 ロン号、 年一 サ スペ 月 ン 衝突事故など 米国サンフランシスコ 9 1 / < | ン 西 18 海 ラ 岸 冲 から 0) の あ ポ 石 IJ 油 I 流 港で 出  $\exists$ 事 重 7 故 油 0) 約 ダ 13 か、 五. 00 サ 九七

5 「油による海水汚濁の この事件で、 油濁 被害者の 防止条 0 約 私 法 の 的 制定にあたって常にイニシアティブをとり、 救済の限界と、 その 補強とし T 0) 公法 的 規制 またいち の必要を痛 早く 感した 司 条約 英国 Ø が、 国 内 法 化 九 を 五. 図 ЛЦ つ 年 た 0

は、 こうした 事 情 の 一 端 を示すも Ø であろう。

 $\widehat{\underline{6}}$  $\Xi$ 研究としては、 海 これらの 二六号 ハする民 際条約案につい 事協議会 四九七号、 海 事責任 問 洋油 報一 日 題 谷川久 に関する国際条約につい 本海 K て 濁補 ぇ 関する資料を二、 一号、 事 海法 償問題に関する 新聞昭和四三年 「油濁事故の際の公海上にお 海事問題亞 海誌十五 号、 三挙げると、 研 K 究 九月一八日、 際的 て 色魔力夫「海水油濁民事責任条約の 海上保安白 海法会誌十五 動 向 損 (害保険研 ける介入権に関する国際条約について」成蹊法学二号、 \_\_ 海運五三〇号 書などがある。 月一二日、一二月一八日、昭和四七年二月 号、 究第二九 柴田博 「油濁補償基金条約案について」などがある。 なお、 巻三号、 「一九六九年に成立した油 成立 国際条約を中心とし 海運 上問題 第四 点 七 九 K 際問 四 岡損 た油濁の責 九一、 題 九 会害の 二三号、 日・二六日の各記事 四 民 九二号、 同 任問題に関する 責 油 お 任に関する よび海辺 ジ 損 ス

出 か 3 ンカー 事 件 国 内では、 K こつづい て、 同 A 六月二九日に発 1 号 同七月三日 から 暗 礁に 伊 生したフランス 接触したため破穴し、 シ勢湾伊 良湖 水 のタンカー 道 15 杉 約 ti T 1、000トンの IJ 「ミラルダ号」 (一〇五、 ~ リア シンガポ の鉱石 船 原 1 ル沖 油 「グランドフェア号」 (七、 が流出するという大事故が に到着した 一一六トン) による千葉 シェ ル 石 油 所属の二一万 〇七九トン) 報じ 港 5 Ø 重 油 (33)

٤

### | トリキャニオン号事件

的問題を再認識させた事件として、注目すべきものである。そこで、本節では、この度のトリキャニオン号事件につ 上運送を規律する法制度がまったくの立ち遅れ状態であることを露見させ、この種の海難事故から生じる諸種の法律 ていこうと思う。 いて、その事実関係と油濁求償の進展などを概観し、併せてこうした海難事故に関連する問題点のいくつかを指摘し、 つに数えられるが、同時に、この事件は、大型タンカーの時代を迎えた現在において、なお、 九六七年のトリキャニオン号事件は、その損害額の規模と被害領域の広汎なる点で、 海難史上最大の船舶事 油汚濁および油の海 故

Haven に針路をとり航行中、英国西南端沖約四○キロの Cornwall と Scilly Isles の中間にある、通称 〃七つ岩〃 な ration の原油約十二万トンを満載し、ペルシャ湾の Mina Al Ahmadi を出港、 Canyon」(一〇、八九〇重量トン)は、一九六七年三月一八日午前九時過ぎ、航海傭船者 British Petroreum Corpo-る暗礁群のひとつ Pollard Rock に激突、ために、全長二八〇メートルに余る巨体の前部三分の一にわたり船底約五 ある米国カルフォルニアの Union Oil Corporation の系列傘下にある子会社である)が所有する大型燃油タンカー「Torry (1)ルの深さで擱坐した。その結果、同船の一八の油槽中一四槽が破穴して原油が海上に流出し、船体分断の危険を 事実の概要 トリキャニオン号の船主は、 Barracuda Tanker Corporation (ロンドンおよびバミューダで設立登記され、実質上は裸儒船者で 離礁の見込を得て、直ちにオランダのサルベージ会社 Bureau Wijsmuller と 速力約十七ノットで英国の Milford

干

メー

ŀ

ル

に巻き上ったキノコ型の黒煙は遙か本土上空にまで棚引い

弾

ナバ

1 4

弾等を投下、

附近

帯を炎と煙の海と化し、

上空

1:

その後、

四月の第

週に入り、

気象状態

35

に対しても、 数回の爆発が起ってからは、被害が一層拡大し、救助作業は徒労のうちに終止した。ついで三月二六日午後、 普通条件—Llyd's Open Form of Salvage Agreement (no cure no pay) —による海難救助契約を締結し、 曳船が現場に急行、 船体が中央部より二つに分裂するや、流出した六万余トンの原油は、 Cornwall 汚濁の危険を拡げた。 の海岸線約百マイルにわたって打ち寄せ、 あらゆる救助方法を試みたが一向に効を奏さず、 さらに、 景勝地の英国南部海岸の広領域および仏国北海岸 特に事故発生後三日目の三月二一日、 厚さ二〇~三〇センチの油帯となって、 荒天のた 機関室 同 観光 社 0)

入した。 た。 指揮官をして「史上誰も出会ったことのない敵」と嘆息せしめた。 る広大な油の絨毯を食い止めるべく、 国西部の海岸に漂着し、 方、英国政府および油波の来襲をうけた地方公共体は、すでに Cornwall の北海岸全域および しかし、こうした必死の防禦も、 なお、 英国南海岸全域、 油処理剤の撒布はじめあらゆる防衛、 まったく焼け石に水、 シシリー 諸島 油の海はますます輪を拡げ、 チャ ネル諸島、 除去手段を講じ、 および仏国海岸の一 その猛 巨額の 南海岸 威の 費用をこれ 部にまで威嚇す 様 0) は現場 部と英 に投 総

海軍 浮流する原油五万余ト 対策委員会は、三月一八日、 その後、 機五十四機が、 同日、 南西端ランズエ 火災弾による原油の点火焼却が考案されたが、その実験が失敗に終り、 同海域一帯の一 約二万八千キロの爆弾・ロ ンドに坐礁中のトリキャニオン号めがけ約四五〇キロ ンを焼却させた。 般船出入を禁ずる厳重な警戒体制が敷かれる中で、 独自の判断で難破物と化したトリキャニオン号と積荷の壊滅を目し英国空軍 また、 ケット 翌二九日には、 原油流出の根源を杜絶すべく再度基地を飛び立った英 の爆弾を投下、 ジエ ツト爆撃機バックネア八機が 事態の極悪化を懸念した油 船槽 およびその周辺海 0) 出動 を決 域 出 (35)

が変化するや、このような史上稀な海難事故は、 北東に変った風は、 が、 のである。 ついに奏効をみず、 これに対して、 油の波頭を仏国のブルターニュ半島に向け、 大量の油帯は容赦なく北仏国の海岸線約一五〇マイルに漂着、ますます損害の範囲を広めて、 仏国政府は、急遽海軍艦艇三〇隻をブレストに結集させ洗剤散布その他の防御策をとった さらに別の事態をも展開させることになった。すなわち、北ないし 同沿岸を広範囲にわたって押し寄せる危険に晒した

国際的な問題にまで発展することになった。

に、 のほ (2)その坐礁事故の発生原因の究明がひとつの問題として発生してくる。これは、単に海難原因の探究といった意義 か 事故原因と油濁訴訟の経過 被害者の不法行為を理由とする油濁求償、およびこれに対抗する船主側の責任制限の問題といった法律的関 世界の海運史に、 かつて例をみないトリキャニオン号事件に対しては、 当然

連においてもまた重要な意義をもってくる。 あたり、それが纒めた調査報告書によると、 国でもある、 定されている。 船である上に油を満載していた事情を考慮するとき、本来のコースを選んだなら危険に遭遇しなかったであろうし、 の西側を航行せず、同島の東側を航行した点に過失を認定し、これが事故の根本原因であるとし同船が有数の大型 また、予定航路から外れたシシリー島の東側を通過するについて船長は、 トリキャニオン号の海難原因については、 かつ四囲の状況について慎重に検討すべきであった、と報告する。一方、その後の訴訟の段階で原告から リベリア共和国政府により招集された「トリキャニオン号坐礁事故調査委員会」が、直接原因の究明に すなわち、 事故報告書は、 トリキャニオン号の Rugiati 船長が、最初予定されていたシシリー 事故の発生後、 同事件の事故原因は、 トリキャニオン号の船籍国であり、またこの事件の当事 全面的に同船船長の航海過失に起因するものと断 独断でこれを決定せず、事前に一等航海士

会によって何ら確認されなかった。(5) も主張のあったトリキャニオン号自体の船体構造、 艤装、 運航能力の欠陥など同船の不堪航の事実については、 委員

げてこれに続いた。(6) 波を被り、約二九〇万ポンドの物的損害をうけた仏国は、 的に、海岸、港湾の清浄に関して政府、地方公共体が支弁した直接的費用のほか、ホテル経営者、 の他の自国民の蒙った損害に対する賠償請求分も含まれていた)が請求された。また、気紛れな風浪のため北海岸一帯に油の他の自国民の蒙った損害に対する賠償請求分も含まれていた)が請求された。また、気紛れな風浪のため北海岸一帯に油 れ、船主に対し三五〇万ポンド(ただし、後に英国は三〇〇万ポンドの金額に同意した)の損害賠償額(この金額には、 の所有者に対し求償の意向を 明らかにしていたが、 四月四日の下院で、 この損害賠償に関する 提訴が正式に表明さ 清浄剤・防資材の投入等々に関する莫大な費用を引受けた英国政府は、 早くから、 その財政的支出 ンドの損害賠償を請求し、さらに、英国のガンセイ州(Guernsey)も、独自に四万一、六〇〇ポンドの請求額をかか 六〇万ポンド―油濁の財産損害は英国で約六〇〇万ポンドと推計される―を超すといわれる) につ いて、 ところで、大量にしかも広範囲にわたって漂着した油の除去・防禦のためにとられた、軍隊の出動、 同じく領海汚染を理由に、船主に対し三一二万五、 沿岸の娯楽施設所有者 トリキャニオン 号 (その額 000

ることができるかという法律問題があった。 所において提訴できるかという管轄の決定に関する問題、 揚げ、船長以下の乗組員は全員イタリア人、という大変複雑な事情の船舶であったことから、原告が、 国石油会社がこれを航海傭船し、バミューダに本店を置く船会社が運航し、しかもモンロビア船籍でリベリア国 まず、裁判管轄権に関する点で問題が生じた。すなわち、トリキャニオン号が実際には米国資本の所有船であり、 このように、結局、英・仏国の代表訴訟による求償という形式ですすめられることになったトリキャニオン号事件 英国の場合には、 換言すれば、何処で損害賠償の引当てとなる財産を差押え トリキャニオン号の船主である Barracuda いずれの裁判 英 37 (37)

Corp.

有しえないことになる。そして、かかる裁判管轄を可能とさせる二つの場合のうち、本件では、前者の船主の同意はな 項に定められた、米国船主 Barracuda Tanker Corp. に所属する、トリキャニオン号の姉妹船「Lake Palourde」 られた。そして、すでに五月四日、英国高等法院海事部は、「Lake Palourde 号」および「Sansinena 号」 に対す 令状を発給していたから、両船は、英国領海の立入とともに、英国政府の手で差押えられる運命にあった。 るトレスパス(trespass)・ニューサンス(nuisance)・ネグリジエンス(negligence)を理由とした対物訴訟を認める 本件の船主が両船に対し容易に英国領海の侵人を許可するはずがないことを見越した英国は、本国以外の地において 船主を訴求する手筈も怠らず、同五月四日には、船主 Barracuda Tanker Corp. の本店所在地であるバミューダの (六一、二七五トン) および同「Sansinena」(三八、五六二トン) の英国領海の進入に伴う差押という場合のみにかぎ 守るとともに秘かに時期の到来を待った。その結果、ついに、事故発生後約四カ月目の七月一五日夜、 つ国においても姉妹船の差押を許す英国海事法の規定に従って、いくつかの港に令状を用意し、両船の動静を終始見 ハアミルトン最高裁判所に対し訴訟開始の手続を整えたほか、さらに、一九五六年裁判所構成法と同一の国内法をも から、船主の動きに絶えず関心を払い、「Lake Paloure 号」の プ二巻を必要としてシンガポール港に緊急寄港した「Lake Palourde 号」を電光石火差押えることに成功した。 ったから、英国政府に残された唯一の司法手続は、一九五六年裁判所構成法(The Judicature Act 1956) 同様に油濁の防禦ないし除去に巨費を投じた仏国政府は、同国海商法に姉妹船差押の措置が認められること 一九六八年四月ようやくそれに成功した。(8) シンガポール港接岸の情報を得るや、 ワイヤーロ しかも

訴訟開始令状を発給し、

同船の差押を急いだ結果、

1

九

本件の坐礁および損害が あると抗弁した。 そして同時に、 面する煩を避けるべく、 仏国政府の と反論 のような、英国 かつトリキャニオン号からの原油の流出は、 訴訟に持ち込まれた。 本件の坐礁・ 仏国、 および ・仏国両政府の動きに対して、 英国および 米国ニューヨーク地方裁判所に対し、 シン Union Oil Corp. 油流出事故が、 ガポールとバミューダにおける英国政府の提訴を不服とし、 ガンセイ州は、 自身の過失・懈怠・煽動および引受に起因する」(英国商船法第五〇三条参 船長の航海上の過失、 船主側の 船主側の責任制限の申立を拒絶し、右の船主側の主張に対しては その大半が英国海空軍機による爆撃および焼却にもとづくもので Barracuda 総額約六六〇万ポンドの責任制限の 怠慢もしくは不注意に起因・寄与するものだと主 Tanker Corpr. 複数の裁判所と管轄 は、 p ツ 申立を行なっ テ ル ダ ムに お け

〇ポンドを支払う(この額で不足する分については両国政府の負担とする)という内容で両者は合意点に達したのである。(9) 府に対し、総額三〇〇万ポンド、 外務省において正式に協定書の調印が交された。 れ お よび傭船者 その後、この海運史上最高の損害賠償訴訟は、 その結果、ようやく英仏両国政府と船主および定期傭船者との間で協議が整い、 Union Oil Corp. は、 および英仏両国の第三被害者 同船から流出した原油によって惹起された損害および費用につき、 それによれば、トリキャニオン号の船主 Barracuda Tanker Corp. 「示談」というい (個人・法人) に対する賠償金として、二万五、〇〇 わば法延外の場に 一九六九年一一月一九日、 おける解決へと方向転換が 英仏両国政 英国

% ٤ フ 造 一 九 五 をうけ、 1 から 間 締結さ 年米国 六一、二六三総トン、 同 深さ六八フィート八インチで当時世界で最大級の船舶であった。なお、 扎 船 また同 船 ヴァー 価 15 船の あたる一、 ジニア州 貨物に 一一八、二八五重量トンとなる。 は水 六五〇万ド Newport 〇万ポ News ンドの積荷保険が付されていた。 ルの船舶保険契約 で建造され、 (内訳は、 主要寸法は、 後に一九六五年 Hull Syndicate 50%, これらの保険金は、 全長九七四フィート八インチ、 トリキャニオン号には、 Ħ 本国 佐 世保重工で Lloyd's 40%, 事故発生後、 大型化 英米両保険会社 船幅 各保険会 Ø 39 (39)

から支払われ

- $\widehat{2}$ 油 フォ 河口 剤を撤布し の襲撃をうけた南西部海岸をはじめとする地域には、 にはオイルフェンス・対潜防御網を張りめぐらして、 1 油 国務次官 の消散 ・沈澱をは (海軍) を陣頭指揮者に冠く英国海空軍部隊、 かり、 大量のプラスチックフォーム等を投下して油の揮発分吸収をはかり、 ブ ルド 油波の来襲に備えた。 1 ザーと洗浄剤によって清掃に努めるほか、各港湾口・入江 警察、 消防隊および地方当局は、 詳細は、 谷川・前掲一〇一頁以下の 全国から集中する浄 また、 英国
- 3 じめ 助 者に 害 L 問題 充分可能であるにも る I (英国 権 このように、 た。 分府の 策が尽きて、 英国政府の介入がより早期 賠償を請求できる」と規定する M 関する国際条約」を採択し、 船体を委付し、 CO のほ 毎 政府の「白 白白 多くの解決に困難な問題が発生したかも知れない。 日 か、 たとえば、 0 新 書」を参照。 聞 招請によりロンド 場合によっては国際紛争にまで発展することになる。 (一九六八年十一月三〇日)。この条約については、 船舶が保険者に対し委付されたと看做しうるときにはじめて可能とされることである。 難 書 一破船および積荷に対する直接的措置についての決定が遅れたことは、 英国 保険者もこれを承認したので全損となったが、 かかわらず、 に注目)。 商 船 法第 の時点で行なわれたとしたら、 ンで開催された しかし、 カコ  $\mathcal{I}_{\mathbf{L}}$ 海水・沿岸を汚染の危険にさらした船舶に対し、 公害防止対策の見地から 5 一五条は 船 ここで留意すべきは、そうした本船に対する爆撃等の措置は、 舶放棄前になされた本船の爆撃に起因する損害に対しては賠償責 「所有者は、 「海水汚濁損害に関する法律会議」は、 難破物またはその積荷または装備品を掠奪、 本件の場合には、 爆撃その他の方法で処分されるという 場合には、 政府、 谷川・ 船主、 この種の事故の場合に、 損保研究、 前揭成蹊法学二号一二四頁以下参照 保険会社、 爆撃前に本船の 前掲一二四頁参照。 沿岸国が強力措置をとりうる権利を認め それに敷助会社 「油濁事故 世論を換起し、 もし船舶、 救助不能が の際の公海上における介入 なお、 の間に損 積荷の 大いに批難もうけ 本件の場合、 判明 損傷させ 一九 助 任問 六八年一一日 め会社に 損害賠償責任 害賠償責任 救 『題が発 た者 船 助 主が保険 仮 5 る 繕 KC 生 た
- 4 IJ ~ IJ 7 政 府 公表の調 查委員 人会報告 書については、 谷 ]]] 前揭成蹊法学二号一一四頁以下参照
- 5 ij + ない ヤ オン بح は 船長の 之 それ 過失を事 は 事故船舶の 故原因だと 所有者に対してネグリジェンスを理由とする損害賠 報告するり ベ IJ 7 政 柝 0 調 査書は、 当 然のことながらそれが裁 償 訴訟 を提起する場 判所を 拘束 原

4:

IJ

٤

なることは

推測

に

難くない。

6 ガ ンセ た船 1 舶にも 州 1 は 0i1 in 九 六四年 Navigation Act 1955 の院令で、 九五八 が 年 適 商 用あるもの 船 法 0 適 用 ことされ が認 Ø 5 れ ま た 九 六. 六年 Ø 院 令 K より、 同 州 C

登

- 7 同 した三〇〇万ポ できなく は 通じてこ 船 イン 0 原 差押 告 ۲ なる の の ネシアはオランダ法を母法とする関係上、 は 請 手 解 から 続 求 除され ンド をし 額 本件 に充分見 の差押解除金をロンドンにおいて供託 た の場合、 た。 (海事 合う 問題研究一三巻 Lake Polourde 号の船主 んだけの 担保が提供される 一一号一 英国 PU 頁。 か、 同様 Ļ Barracuda Corp. あるいは原告を満足させる賠 姉 いうまでもなく、 かつ船主側弁護人の同高等 妹 船 0 差 押を認め は、 対物 て しい 英国 訴 る。 訟 裁判 政 償が実行さ 英国 が 開 府 所 かい 始 政 その 2 府 の れ は 出 請 12 た シ 頭を条件 求 ts 場 ン 駁 合 ガ 髙 か K ポ 額 3 は、 1 とし ル 当 結 移 7 該 理 同 動 船 意 が 舶 2
- (9) 船舶保険ニュース (No.69-12)、 8 支払う 船 仏国政府 四卷九号三〇頁)。 主 (仏国の ロッ は、 テ 請求額は三二〇万ポンド)という条件の下に、 ル 九六八年四 ダム の 裁判所に 月 日 本船の 夜、 色魔 П 差押解除 ッ 前 テ 掲 N D. 六 水を申立る 厶 頁 の ユーロ て、 その ポ 保険業社が 1 結果、 ٢ 湾に入港した 当事者双方は、 保証し た Lake Palourdo 裁判所の決定に 仏国法廷の判決に 同 号 意し 従 を た 差押 海 船 主が 事 問 題 賠 研
- 三九〇ト 6 否認は、 値 わ 協 「イギリ (この場合に、 定賠 については、 船 主は同法第八部(第五〇三条以下)の責任制限規定にもとずき、 提 償 船主に ス 金は、 とに、 訴地である V 站 本争訟 H とって有利 上記リベ 英 (含ガンセイ州) る船 バ 主責 〇〇〇フランの責任基準 111 の当初から船主が IJ <u>-2</u>, な材料 ア政府 任制限制度一~三」 リダ および となる) 0) 仏両国 事故調査報告書に シンガポ 英国法を準拠とした責任制限を主張してい とい の 賠 法学新報第七七卷一一・一二号、 う事 金額 償請 1 N 情である。 は、 求総 を乗じた金額 L. う船長 英国商船法 (Merchant Shipping Acts, 1894)の 額 谷川 (本稿三七頁参 ts の航 お、 前 (約一七五 海 掲 英国 その責任を、 過 会誌一五 失の認定 商 照 船法 万 ポ 号五二頁 0) 第七八卷一•二•三号、 K と船 ンド \* おけ トリキャニオン号 た事情を考慮しなけれ 分に満たない とい 舶 参照。 る の堪 船 わ 主責 れる) 航 性 合意され に関 任 金 制 K 額である。 する の貴 度 制 四•五•六号各参照 限さ に た三〇 船 ば 7 任 なら 主 n 適 ۲ の故 ることに 用 L 0 ン 元をうけ かしこ な 万ポ 数 意過 五 ンド 75 る 九 す 0 数 0

## 三 英国の油濁求償に関する指導判例

# ---Esso Petroreum Co. v. Southport Corporation-

reum Co. Ltd v. Southport Corporation である。一九六七年のトリキャニオン号事件によって、 翌年 Oil in Navigable Water Act 1955 として同条約を国内法化した——の成立に一助した、 という、 二点で極めて注 国際条約」(The International Convention for the Prevention of Pollution of the Sea by Oil 1954)ーイギリスは うこと、二つには、一九五三年の出訴に始まったこの係争が、翌年の一九五四年、「油による海水汚濁の防止に関する て再評価をうけることになったこの判決は、一つに、その勝敗が、第一審、控訴院、貴族院と、二転・三転したとい 判例の紹介からはじめ、 未熟な国にとっては、単に比較法的な関心を越えた意義があると思われる。そこで、本節では、まずこの英国の指導 目すべき判例であり、さらには、現代社会における深刻な問題である「公害」の一つとして汚濁の責任問題を取り扱 った貴重な事例としても、興味深い判例である。 イギリスの数多い海事判例の中で、 英国普通法上の油害求償の可能性と限界の問題をさぐる手掛かりとしたい。 海上の油濁損害に対して、英国の裁判所がどのような姿勢で取り組もうとしたかを明らかに 海難事故による油濁問題を裁いた指導的な判例は、一九五五年の Esso Petro-特に、わが国のようにこの種の侵害に対処すべき法制度と法理論 貴重な先例とし

の油槽船「Inverpool」(六八〇総トン)は、一九五〇年一二月三日午前七時三〇分、有能な船長(George McMeakin)、 (1)事実関係 この事件の事実は、大要次の通りである。 Esso Petroleum Co. Ltd(以下エッソ石油という)所有 ろが、

その後、

二八〇余トンを海中に投棄した結果、ようやく離礁に成功し、同船は、

同号から海上に放出された約四〇〇トンの油が、風と潮流の作用によって、ランカ

載油

の

投荷を決定、

五時二五分、

まず一二〇余トンの重油が注入された第一タンクを開蓋、

一二月八日無事プレ

ス

ŀ

1

曳航され

シャ

1

0

続いて第三タンクの

(1)物が 命が危くなったため、 事態は予想されなかったという― 当日 た旨の報告があったが たり荒波をうけ、 後、距離に 危惧を抱きながらも、 港を出港、 のような切迫した情況に立たされた船長は、 絡み込み、 高さ三~六フィ 同号は急に四~五ポイント右舷に偏向し、 の気象状態は に到着 (Mack Bintosh) して約二マイルほどの地点で、Inverpool Buoy プレストン港へ向けて航海の途についた。 スチームパ 暫時ここで潮待ちをしたのち、 同船の操舵器に原因不明の変調が生じた。 、北々西の風七~八の風力で、 の中間地点に差しか ートの護岸に乗り揚げた。 船長は、エンジンの全回転を命じて、水路への後退を試みた。 プレストン港への予定針路に従う航海の続行を指令した。 をはじめ、 イプ 船長の証言によれば、 の主軸が破砕する危険を機関長から通報され、直ちにエンジンストツプを指令した。 なお航行は続行された。 ところが Saltern's 総員一一名の海員を乗組ませ、 かった一 その結果、同船は竜骨切断の危険を生じ、 同船は河幅六〇フィートの水路の中央に位置していたことから船舶が接触する 同 針路を離脱して、丁度水路の南側に構築されていた、 海上はやや荒れ気味の状態であった。Nelson Buoy 船脚を軽くし、できるかぎり緊急に離礁する必要ありと判断して積 五時〇五分、 一四時四〇分、 号は、 同船は、 Gut Buoy 🔊 Wall End Buoy 機関長から船舶の状態につき報告をうけた船長は、 航海技師から船長に対し、 再び航行を開始し、 同日午前一一 約七三六トンの重燃料油を積載して、 Buoy 時四〇分に その際、 その後、 Ribble 河口の水路に進行した。 を通過した直後 船舶自体および乗組員 推進器に鈍重な衝撃を感じ Ribble 河口にある 船長は、 の中間を航行中数回にわ 同号が 推進器に 幅七 (八 Wall End を出てのち (一五時一五 リ 硬 フ Buoy ^ 1 の生 多少 い異

臨海湖等に、汚濁損害を発生させる事態を招いた。そこで、同会社は、 海岸約二、五マイルに押し寄せ、Southport Corporation(以下サウスポート会社という)の所有・占有する土地および 損された土地の清掃、 の事故が同号船長の航海上の過失 (master's faulty navigation) に起因し、 その請求原因は、 臨海湖の閉鎖等に関する費用の賠償を求めるべく訴訟を起こした。その主張する理由は、 トレスパス、ニューサンス、およびネグリジェンスであった。 船主エッソ石油に対して、流出油によって汚 船主に代替責任が あるとする ものであ 本件

り、

パスまたはニューサンスとして一応成立するとしながらも、 リン判事(Devlin J)は、一九五三年一〇月二八日、原告の請求が、被告船主に対する過失の証明を条件に、 (2)第 審判決 油濁の被害者であるサウスポート会社から裁判請求をうけた、リヴァプール巡回裁判所のデブ 結局、 原告側から提出のあった船長の過失に関する主張

が、 をすべて却下し、請求棄却の判決を言い渡した。 船舶からの逸出でも差支えないと解して、「被告が、公共の所有になる土地や水ないしは荒廃した土地を誤用する場 この訴権の構成要件として、申立事実でもある「不法妨害行為が原告の土地に影響を与えたこと」という点は認めた ューサンスに対して、隣接の占有者と同様の責任を負わずにすまされると解することには正当な理由を認めがたい」 デブリン判事は、まず、プライベイトニューサンス(private nuisance)の請求原因から検討を開始する。 妨害行為の発生に関しては、必ずしも「被告の隣接する土地から逸出したこと」は条件ではなく、海上における 被許可者または不法侵入者(licensee or trespasser)として他人の土地を誤用する場合に、その創造されたニ プライベイトニュ ーサンスの成立を認めた。 判事は、

判事は、原告が

Smith v. Great Western Railway Co. (1926) 42 T. L. R. 391 を引照し、動産からの油の

土地にニューサンスを創造させたとして、パブリックニューサンスの成立をも認めた。 公共可航河川(public navigable river)であり、これを誤用(油の放出) 成立するとし、 逸出 はニュ ーサンスの訴権を成立せしめるとする請求理由に対しては、Benjamin v. Storn (1874) (highway)上において創造される場合には、 本件の事故発生場所である Ribble 河口からプレストンに通ずる海峡が、 道路、 水路の区別なく当然にパブリッ したために近接する(proximately)被告の いわゆる「公道」にあたる を引例し、 クニュ Ī ン スが

不法行為の成立を理論上認めうるとした。 の要件を強調しない)直接的かつ物理的侵害 原告の請求原因のうちのトレスパスに対しては、 (direct and physical interference) 一般にこの訴権発生の基本条件とされ の事実を本件に認めて、 る 同じくこの (判事はこ

れば、次のようになる。 は、 公道の隣(近)接者の訴権の問題、 しかし、それらの成否の如何は、 以上のように、 必要の抗弁を斟酌することによって、上記各訴権の不成立を判決する。 デブリン判事は、原告に対して、 すべて原告の提出する特別抗弁(special defence)を条件としたものだと 追言し、 必要の抗弁、 操舵器故障に関する過失等の各論点に順次検討を加えた上、 ニューサンス、 トレスパスの両不法行為訴権を一応肯認したが 右の諸論点に対する判事の見解を要約

理であると説いて、この論拠を、Fletcher v. Ryland (1866) L.R.IEX.265,286, および 確な先例を欠く点に首肯しつつも、かかる公道の法理が、公の可航水路に隣接する土地・財産の場合にも応用可能な法 かぎり土地所有者は訴権を有しえないとし、英法上、陸上交通について確立されているこの法理が、水路の場合には明かぎり土地所有者は訴権を有しえないとし、英法上、陸上交通について確立されているこの法理が、水路の場合には明 たる場合の法理について検討し、 まず判事は、 「traffic rule」すなわち公道に隣接して土地、 かかる場合の損害に関しては、 財産を所有する者が公道の利用者によって損害をうけ それが公道の利用者の不注意に起因する場合でな

River Wear Commissioners

た、 v. Adamson (1877) 的侵害にかぎらず、 的免責事由である必要の抗弁を説くことは蛇足といえないこともないが、 害に対して訴権を有することはできないと論結する。 全処置行為として看做されうる場合には、この法理は、 に対しても適用ある法理だと解して、 を冒しているのであるから、 た。そして、 でなく、 などをあたり、この免責事由とも取り組み、 抗弁 (necessity) この交通法理の適用範囲についてデブリン判事は、 乗組員の生命の安全・救助といった高次元から決断された場合に問題となる不法行為責任については必要 可航水路を公道に該当するものと考え、 が成立し、不法行為の成立は阻却されるとして、 航海の通常の過程において (in the ordinary course of navigation) 2 A. C. 743,767. におけるブラックヴァーン卿 道路や海の利用者が、その通行権や航行権の行使に相当な注意を行使するかぎりは、 「油の放出行為が、 本件のように海洋への油の投棄が単に船舶財産の保全を目的とした行為 本抗弁を有効に提出できるとした。 公道に近接して土地・財産を所有する者は本来的に侵害の危険 デブリン判事のこらした考えからすれば、 それが、 油の放出の結果発生した侵害についても適用がある」と述 船主側に帰責事由のない海難事故における船長の賢明な安 単に船舶が桟橋に衝突するといった船舶による直接 たとえブラックヴァー 判事は、 古い投荷に関する Mouse's Case 船舶が間 ン卿の判決がいう公道の法 別に不法行為の 接的に加えた侵害 般

こと、 は、 被告両当事者の申立を聴取した上で、 そして判事は、 およそ次のように構成して、 とした。すなわち、「私は、 (口) 投荷の決定について船長に責むべき点がないこと、 こうした抗弁の成否が、 本船がコント (23) (A) 被告は船舶を不堪航な状態で航行させたことの過失につき反証の義務を負わな 結局は、 海峡への進入を決定した船長の判断に過失ないし技能未熟が認めら H ールを失うに至った原因は、 被告に対する過失の認否に係わると考え、 また、 最も難解な操舵器の故障と過失の争点につ 船尾骨材 (stern frame) 本件の事実および 0 破砕にある 原

理の適用が否定されたにしても、

なお被告は、

(Lord Blackburn)

の見解(4)

(傍論)

に求めた。

ま

原告が、

訴答書面に主張する過失以外の理由で訴えることができない点を指摘して、

請求棄

47

(47)

(1)なかったとして、また、 n J) およびアトキンソン判事 (Atkinson J) 明方法は、 Corporation Ltd v. Joseph Constantine Steamship Line Ltd (1940) I. K. B. 812,827. のラングトン判事 明した。そして、 可避的事故が抗弁となるトレスパスで 訴える場合には、 される場合との区別が必要なことを強調した。そして、 例でないことを指摘して、抗弁事由として不可避的事故の証明が必要な場合と、事実推定則(les ipsa loquitur)が適用 原告が先例として挙げる The Merchant Prince の法理が、 舶について堪航能力の提供およびその維持に相当の注意を尽くしたことを証明しなければならない」と述べた上で、 証拠を提示し、 るなら、 の立証義務が課せらる旨を主張する。そこで、仮に原告側の主張を容れ、不可避的事故の挙証責任が被告にあるとす P. 179におけるフライ判事 原告は被告の過失について立証しなければならず、この場合に事実推定則は原告にとって有利な法則であると説 被告が不可避的事故を抗弁とできなければ 敗訴することになるのに対し、 本件において不可避的事故の証明が成立するためには、 事故の根本的原因について全く証拠提出をなさない本件の被告がこの挙証を履践していないことは明白であ しか 本件の被告の場合には要求されず、 し破砕が生じた 原因については 不明である。 船舶の構造に発見可能な瑕疵がなかったという点を証明することが必要である。 事実推定の法則が立論された先例として挙げる The Kite (1933) P. 154 や Imperial Smeltimg (Fry J) の見解を依拠とし、かかる場合には、 の見解によれば、The Merchant Prince のフライ判事がいうような証 結局、 原告が過失についての立証責任を負い、 具体的にトレスパスとネグリジエンスについては、 トレスパスの事実を 証明できれば訴権を有し、 この点で原告弁護人は、 適用上制限のある法理であるとの前提から、 被告は船体の検査など彼がとった措置につき十分な 被告に不可避的事故 ネグリジエンスを 訴因とする場合に The Merchant Prince かつ本件にこの (incvitable accident) すなわち被告は、 これに対 原告が不 本件に適 船

台を英国控訴院に移して争われた。そして、一九五四年六月三日のシングルトン、 船主に対し油害求償を求めた土地所有者に対し、船主側の無過失を認め、この一点を理由に、 控訴審判決は、 本件に事実推定則を適用し、 明を履践できなかった本件船主は、 スパスの訴に対する絶対的抗弁とし請求却下した一審判決は、これを不服とする土地所有者の上訴手続により、 (3)控訴院判決 第一審のデブリン判決を破棄し、 トレ スパス、 操舵器の故障原因に関する無過失の挙証責任を被控訴人たる船主側に転換して、 ニューサンス、 ネグリジェンスの責を免れないとしたのである。 控訴人たる土地所有者の請求理由を容れた。 およびネグリジェンスといった、 デニング両判事の多数意見になる 普通法上の請求原因をもって、 以下に、 すなわち、 ニューサンスおよびト 控訴院の各判事の見解 控訴院、 この証 舞

ングル トン判事 (Singleton  $\Box$ 控訴院の多数意見を構成したシングルトン判事は、 審理を専ら船主の過失の

問題に集中させた。

の大要を示せば次のようである。

は の裏付け資料として、 象状態を思料すれば、 に衝突したこと、ハ まず判事は、控訴人から申立のあった 原審裁判官の意見を参酌したのち、 同船が四〇〇トンもの油を海上に放出したこと等々、被控訴人に対する一連の航海過失につ 被控訴人たる船主が適切な注意を尽くしたなら発生しそうにない事故である」と述べ、 事件当時に同一附近を航行中の他の船舶が、 **(1)** 「本件の衝突事故は、 Inverpool 号が操舵の不完全なまま海峡に進入したこと、回 通常ならざる事故であり、 いずれも首尾よく航海を成就していた事実を提示 事故発生の場所や当時 同 船が この点 河岸 の気 7

また、

点においても証明不充分であるとし、 これ て、事実推定則を表明した Scall v. London St Kahernes Dock Co. case あったかという点の検討に及んだ。そしてこの判断に、The Merchant Prince ついての挙証責任は、 本件の被控訴人が適切な証明を行なえる場合には、 そうした事能は起こりえないと判断するのが素直であろうと付言して、本件を、 して処理した。 海峡へ進入する以前に船尾材 蓋然性を証明する必要があるとした原審判事の判旨から導き出せることがあり、 れる事件とみるのは、 を消極的に解し、(8) 破損した船尾骨材に基因し、 被控訴人には、 また、 被控訴人は、 判事は、 控訴人側に転換されるとした。そして、 この点何らかの 一つに、被控訴人が自己の過失の合理性を釈明したる場合に控訴人としては過失のより大きな (sternpost) 被控訴人の証明が注意の合理性を充分に裏付け、 船舶が堅固でありさえすれば発生しなかったであろうと推 事故の発生、 控訴人側の請求を容認した。 反証が必要であるとした。このように、 に破損があったと推測されるから、 損害発生の態様、 被控訴人に対する過失の存在、 問題となる被控訴 事故の発生前後における船尾材の状態のいずれ のエー 被控訴人が相当な注意を払ってお 判事が本件を事実推定の法則が 過失の推定を打破するほどのもので 事実推定の法則が適用される事例 人の証明の のフライ判事が示す証明方法を排し 加えて、 ル判事 および過失と損害との因果関係に 事故発生の事実問題の点で (Erle 相当性について判事 論 Ļ IJ 本件では、 の判旨を援用し、 船 適用 船が n ば

あることを繰り返えし述べている。(g) 二個の訴権は、 過失に帰せられる以上、 判事は、 いずれも必要行為の法則によって消滅せられることを確認し 原告が他に請求原因として提出するニュー もはや必要の抗弁の援用は認められないとして、 サンスおよびトレスパスに関しては検討を避け、 過失の存否こそ、 ながらも、 すべて故障の 判決を左右するカギで 原因が被控訴 これ

本訴を船舶衝突事件と同一次元で論じられる種類の訴訟として捉え、 る問題とした点に異議を挟み、 デニング判事 控訴人から請求のあったトレスパス、ニューサンス、 (Denning J) 控訴人たる土地所有者にとって適切な請求原因は何かという観点からのアプローチに シングルトン判事とともに控訴院の判決文を書いたデニング判事は、 およびネグリジェンスの各訴訟原因について慎重に検 すべて「過失」という一般的不法行為に帰着す 予審判事が、 (50)

つとめ、

v. Clarke (1725) 1 Str. 634 および比較的新しい Read v. J Lyons & Co. Ltd (1947) A. かせないとし、それを裏付ける先例として Prior of Southwark's case (1498) Y. B. 13 Hen 7, f. 26, pl. 4, Reynolds 成立するための要因として、被告(被控訴人)の物理的行為が原告(控訴人)の土地に対し直接的に行使されることが欠 討を加えた。 を引用したのち、 して直接行なわれたわけではない。 デニング判事の判決文は、まず、土地に対するトレスパスの検討から開始されている。判事は、この不法行為の訴権が トレスパスの訴権を否認する。 それらの先例に示されたトレスパスの特質、とくに損害の直接性の要素を強調して、 すなわち「本件の場合、油の放出は河口において遂行されたのであり、 油は潮流に乗って控訴人の土地に搬入されたが、 これは間接的な結果であって直 <u>.</u> 156 など一連の事件 控 訴 海浜に対 人に 対

接的なものとはいえない。ゆえにトレスパスは成立しない」と。 用という要因がなく、 ・かるとし、その責任の基礎をニューサンスが発生する土地の所有および支配に求めるとともに、かるとし、その責任の基礎をニューサンスが発生する土地の所有および支配に求めるとともに、(12) 自己もしくは他人の土地をして、他人(控訴人) 判事は、 プライベイトニュー 単に海上での船舶の使用があったにすぎないから、 サンスを検討する。 の土地の享有を不法に妨害せしめるような方法で使用することにか そして、 このケースの訴の成否は、 プライベイトニューサンスは成立しないと ある者 本件には、 土地の使

結論づけた。

(1)た、 クニュ 然性については本件の船長もまた等しく認めるところであるから」と。 を閉ざすものではない。したがって、本件において Ribble 河口に四〇〇トンの油を放出するという行為がパブリ 処罰することは周知のところである。 を形成する。 しうる私法上の訴権が認められる。 海上に油を放出する行為は、パブリックニューサンスである。 訴権として評価する。 い先例の法則を、近代的な事件に導入し、大略つぎのような構成をとって、パブリックニューサンスを原告の有効な 般公衆の安全および慰安を妨害するような方法による有害な物質の放出は、一般にパブリックニューサンスを成立 を認める。 爆竹事件 このこのようにして、原告にパブリックニ ッ判事は、 こうして、控訴人に対し、トレスパスおよびプライベイトニューサンスの請求原因をともに不成立とさせたデニン 立証義務、 油によって、とくに一般公衆が受ける以上の不便を余儀なくされ、 サンスに該当することは明白である。 (Sqib case)」として英国不法行為に著名な Scott v. Shepherd (1773) を挙げた。そして、判事はこの古 控訴人にとっての適切な請求原因の深究を、パブリックニューサンスに向けた結果、この不法行為の成立 判事はまず、 一九二二年の制定法(Oil in Navigable Warters Act) 免責事由、 かかる法則が確立された先例として、採石所の爆発に関する Regina v. Mutter (1869) すなわち「我々の土地である海岸に運ばれ公衆に対し侵害と不快をもたらすような情況の下で 「Public Nuisance」という概念が大小各様の侵害を包摂するものであると述べたのち、 操舵器の破損、 この訴権は、 しかしそのことは、必ずしも普通法上パブリックニューサンスが成立する余地 The Merchant Prince の法則、 ーサンスの訴因を認めたデニング判事は、 けだし、 古くはケースの訴と指称されていたが、今日ではニューサンスの 油は必然的に海岸に押し流されるであろうし、その漂着の蓋 かかる行為は、普通法の処罰をうける犯罪 で ある が可航水域での油の流出を刑事犯として即決に 特別の損害を蒙った者には、 第 一審判決の 損害賠償を請 争 および 点 で ほ 求

事実推定則、

訴答等の論点を狙上

にのせ、

控訴人は、

対するデニング判事の見解を判決文を追いながら摘記してみる。 一つにこの立証

実が証明され、 任の点にあることを指摘して次のようにいう。 この場合に、 証明できないかぎりは責任を免れえない。これに対しネグリジュ の点が不確定のまま残されるような場合には、 しかしそれにもかかわらず裁判官としては、 立証責任の問題についてはパブリックニューサンスとネグリジェンスとの主たる差異が、 控訴人は、 かつその現出が被控訴人による点が立証されれば、 事実推定則に類似した仮推定 (provisional presumption) によって保護される場合が多い。 訴訟の終結に際し立証義務の解除について自問を迫られるから、万一こ パブリックニューサンスの訴にあっては、 控訴人に不利となる」と。 ンスの訴では、 法律上の挙証責任は被控訴人に転換され、これを 立証責任は概ね控訴人にある。 ひとたびニュ ーサンスの事

問題にうつし、 たる土地所有者に過失の立証義務を負わせる第一審判決と袂を分かつとともに、デニング判事は、 に免責事由 投棄は船舶の離礁を図るために必要なる行為であったと主張するがこれはそのかぎりで正当である。 論展開は、 トレスパスと同様、 要約次の通りである。まず、必要の抗弁について、 (justification or excuse)の主張と証明を尽くす義務があると述べて、 原審 が認めた必要行為の免責事由を挙証責任の問題に絡ませながら論究していく。 被控訴人に対して立証責任が転換されるパブリックニューサンスについては、 「被控訴人は当時船 ニューサンスにあっても、 舶が危険な状態にあり、 この点の判事の 審理を免責事 しかし問題は、 被 油 由

(1)

を免れえないと論結する。 デニン け ことは明らかに不当といわねばならないからである」とし、また立証責任については、 人の当該責任阻却事由はその一事をもって消滅される。 何故に船舶が河岸に衝突したかという点にあり、 ればならないとした。そしてこの無過失の立証問題は、 せるとともに、 (unavoidable necessity)—ただし unavoidable という証明は船主が負う—にもとづくものであったことの グ判事は、 その原因が何であろうとも被控訴人は別段この点に関して自己の無過失を証明していない 彼が免責を享受しうるためには単なる必要行為の証明だけでは足りず、 もし衝突が船舶自体の懈怠 けだし、 ついで Inverpool 号の操舵器の破損問題へと発展したが、 自己の懈怠によって創造された必要行為に便 (detault) 被控訴人たる船主にこれを負 基因にする場合に 油の放出が不可避的な必要 は から責任 証明が 被控訴 乗する な

デニ ない点の証明を尽くすべきであり、 許されるといい されたのではなく、 そして、 換される例外もあり、 訴にあっては、 題を論ずることは必要ではなかったのであろうが、 ング判事の判決理由からす 控訴人にパブリックニュ ング判事は、 立証責任を転換された被控訴人としては、不可避的事故の証明、 法律上の立証責任は多くの場合なお原告(控訴人)に残されるが、しかしそれが被告 右のような彼の見解に反して、被控訴人の過失に関する立証責任が控訴人に課せられるような場合 本件の被控訴人が、 彼にとって回避できない成行が原因となって惹起されたという点の証明に奏効することで免責を この例として、デニング判事は、The Merchant Price れば、 ーサン すでに土地所有者の請求理由に十分であり、 スの訴権を認め、 これを行なえない以上、 ネグリジェンスの訴追を免れるためには、 判事は、 しかもかかる場合の無過失の立証義務を船主に対して求 抗弁を援用することは許されないとする。 この不法行為に対しても検討を加え、 つまり座礁事故が、 特にネグリジェンスとの関係で立証 操舵器の破損が自己の過失に起因し の法則に該当する事件を想定する。(3) 被控訴人によって惹起 ネグリジェン (被控訴人) また、 8 さらに るデ スの 53

にも、 事実推定の法則の導入を認めることによって立証の転換をはかり、 シングルトン判事の見解に同意し、 また訴 54

答の問題に関しても予審判事の見解に反対して、控訴人の請求を容れた。

V スパスの訴権を認めて、 モリス判事 (Morris J) 土地の上に何かが投げられた場合、あるいは風ないし水流の作用によって物が土地に運ば 控訴審判決の中で、一人反対意見を書いたモリス判事は、 控訴人たる土地所有者にト

に説く。 れた場合には、 てもまた法律上も容認される種類の危険であると思う。 破片や船荷が撤逸され、 7 律上訴権を有するとすることは納得しがたい。けだし、ネグリジェンスの訴は不可能であるし、 サンスの訴権を利用することもまた無理である。 た一定の迷惑(hazard)を蒙り易い運命にあるとして、これを判事の思考の基点にした。 モリス判事は、 船荷の油が Southport 海岸に漂着し、しかも船主側に何ら責むべく懈怠がないという場合に、 「船舶が強風のために浸水沈没し、 トレスパスの訴が成立すると考えた。 以下に示すところで明らかなように、海に近接する土地や海岸の所有者は、 汚損されるであろう。 あるいは海岸に押し流されて壊滅するといった場合に、 かかる事態は不愉快なことにちがいない。しかしそれは、 かかる情況におかれた土地の所有者は、自己がうけ易い危険に対し もし本件で Inverpool 号がハリケーンに遭遇し たため沈没 判事はこの点を次のよう 難破物による損害とい トレスパスやニュー 海岸は難破物 土地所有者が法 事実にお

されているが、(15) ては耐え忍ばねばならない」と。 課するとともに、 リス判事の意見の骨子をなす右の法理は、すでに Fletcher v. Ryland case でブラックヴァン卿によって表明 同卿の見解をうけて判事は、 過失に関しては、 「控訴人は、 船舶の航行・管理および支配に関する過失の立証責任を控訴人に対して 船長の過失を主張し、 また訴答書面の中で被控訴人がニューサンス

な れは、 害は、 カン のとはいえないから不法行為の成立を防げないが、 が土地に運ばれた場合にもトレスパスが成立する」と述べて、控訴人たる土地所有者が、故意の流出により蒙が土地に運ばれた場合にもトレスパスが成立する」と述べて、控訴人たる土地所有者が、故意の流出により蒙 に存置せしめられる場合にはトレスパスが成立するし、 運ばれるような状況の下で実行されたという場合には、 理由もなく多量の油の海上投棄を故意に決定し (delibrately decided)、 お の よび 究明は回避した。 控訴人から主張のあった各過失については、 結局、 その性格上海に接して土地を所有する者が受忍すべき種類の危険ではなく、 計算にもとづいた 行為であったわけだから トレ スパ 原審のデブリン判事の判決を支持して、同僚判事と袂を分かった。 人の訴が遂行されるわけではない。 スの責任を負うべきことを申立てる。 また、 立証責任についても、 予審判事の判断を認め、 事情を異にし、 控訴人が援用する 本件の油の投棄は、 仮に しかし、 同様に、 トレスパス、 Southport 本件の如き事情にあっては、 土地に何かが投入された場合や、 投荷は必要で適切な行為であったと判示する。 に近い平隠な海上を航行中の船舶が、 ニューサンスが成立する。 The 船舶が河岸に擱座した場合のものであり、 それ以上に操舵装置が完全であったかどう しかも油が潮または風の作用により海岸に Merchant 航海における通常 Price 過失あれ と本件との区別を行 また何か 風 0 ば責任ありとい 事 水 故に の作用 が 土地の上 何ら正 よるも った損 で物 そ ま 当

(1)

書面 検討した結果、 Radcriff |ちに英国貴族院に対して上告手続をとった。貴族院を構成する (4)の申立事項に挙げられていない船舶の不堪航に関しては、 貴族院判決 および 結局、 Lord Tucker の各メンバー全員は、 第一 第 審の事実認定を尊重する結論に達し、 審 で勝訴判決を獲得しながらも、控訴院の多数意見で逆転された船 本件の審理を、専ら過失 船主に反証の義務はないと判示した。 船長の過失に関しては全面的にこれを否認し、 Earl Jowitt, Lord Normand, Lord Morton, (ネグリジェンス) 主エ の論点に照 ツ ソ また事実推定の 石油 射 Lord L 訴答 7 (55) 55

及することなく、

上告理由を認め、

出が乗組員の生命安全のために必要であったという事実が、 投棄は不要かつ不当な行為であって、 Inverpool 号の衝突は同船の航海過失に基因し、 ずに)を決定した船長に過失・技能未熟の責があること、 ると解して、 面に付加された、 ジ 3 ウイッ 審理を専ら過失(ネグリジェンス)の問題に向けた。そして、訴答中の第二の主張事実、 ト伯爵 (Y) (Earl Jowitt) Inverpool 号の操舵故障とこれを知りつつ海峡への進入 船長は水先人ないしは曳船の援助を求むべきであったこと、 ジョウイット伯爵は、上告人(Esso Co.)の必要の抗弁を容認して、 船長は事故を未然に防止すべく最善の措置を怠ったこと、 の各点に関しては、 トレスパスおよびニューサンスに対する有効な抗弁にな 第一審のデブリン判決を支持し、 (投錨、 方向転換、 海上への引返等を選ば および修正訴答書 すなわち (口) 油 の放 全面 油 (1) 0

chant Prince を本件の先例として評価しなかった。 的に船長の過失を否認した。 証責任の問題については、 また、The Merchant Price を依拠として、 判例を分折した上で、 被上告人 区別 (distinguishment)を行ない、デブリン判事と同様、The Mer-(Southport Corp.) が主張する事故原因に関する船主 の立

すめたならば、 事が正確に判断しており、 このようにジョウイット伯爵は、 あるいは事件は別の展開をみせたかも知れない旨を洩らしながらも、 また不堪航の申立がなかった本件の場合には、船主に責任を課すことができないと結んだ。 もし被上告人が航海上の過失か船舶の不堪航を理由とし、択一的な形で訴訟をす 過失については、 すべて予審判

重ねてトレスパスの不成立を明らかにした。 の合法的な使用者によって損害を加えられたる者との間で争われる訴訟にあっては、 ず油の投棄による海岸への侵害が間接的であることを理由にトレ する旨表明した上、 テ (過失の証明は被害者にある) ッ 力 卿 (Lord Tucker) さらに先例を掲げ、 訴権は発生せず、 テ 公道の利用者間の訴訟や公道の利用者と公道に隣接する土地の占有者で公道 2 ッ カ 1 被害者はトレスパスにもとづく 損害賠償を請求しえないと述べて、 卿 は ト V スパスについても若干の意見を述べてい スパスの成立を否定したデニング判事 加害者側に過失の責 る。 0) がな 見解を支持 同 卿 は かぎ

ま

指摘し ろう。 事故はそれ自体過失の一応の証拠となり、 もって過失の証明になるという解釈を頼みとし、上告人に対してその点の反証を課するものである。 らも、 河岸に衝突した事件であり、 スの責任はないとした。 判事はまず、過失の立証責任について、要約次のようにいう。 スについ ラドクリフ卿 人命救助にいでた必要行為が抗弁となりうるとして、 その一つは、 た控訴院の多数意見は正当であったように思われる。 油の投棄との関係では、上告人自身の過失が損害発生の危険を招致したというのでなければ、 ては、 (Lord Radcriff) 控訴院のデニング判事の見解に同意して、上告人には通常の意味におけるプライベイトニュー The Merchant Prince 一方、パブリックニーュサンスについては、 停泊中の船舶へ衝突した The Merchant Prince ラドクリフ卿は、 仮に被上告人が訴訟をこの方式ですすめた場合には、 の経路を踏むことである。これは、 トレ 同僚判事と同様に過失の問題に考察をしぼった。 すなわち上告人としては、さらに一歩進めて、 スパスの成立を否認し、 「被上告人は、 それが被上告人の請求原因になりうるとし とは性格を異にする。しかしながら、 船舶が河岸に衝突したという事実 本訴を複数の方式で遂行できたで また、 プライベイ 上告人の立証不足を 本件は、 彼の主張するよ 1 船舶 Э. サン ーサ あ (57)

操舵装置

57

ところが、被上告人

の故障防止のため合理的な措置を怠らなかった点についても証明しなければならないのである。

なすか、 器に損傷が発生していたにもかかわらず、船長が海峡に船舶を進めた点に過失が認められるのであって、これが有能 な船長であれば外海に停止するか、水先人もしくは曳船を利用するか、または海峡進入前に損傷箇所の点検・修繕を はかかる訴訟方法を選ばず、 判事の判断を支持して、上告人の請求を認めた。 して提訴した。詳言すれば、 せることについて容認したことの表題は挙げていない」と述べて、被上告人に対して明細書の実効がないとした予審 は 船長が船舶を海峡に進めたことは表題のひとつとして訴答に挙げるも、上告人が、船舶を不堪航な状態で航行さ あるいは少なくとも 河岸に衝突せぬよう 注意深く航行できたはずである、 明細書(Particulors)に明らかなように船舶の運航に関する船長の一連の行為を理 船舶の操舵器が故障して作動しないにもかかわらず、あるいは船尾骨材、 と主張するのである。被上告人 方向舵、 推進

びニューサンスについては特別に論及せず、考察を過失(ネグリジェンス)の問題にしぼり、 されると述べて、上告理由を容認し、モートン卿も同趣旨の意見を述べてこれに続いた。 証明が求められた過失に関しては、 ノーマンド卿、 モートン卿 (Lord Normand, Lard Morton of Henryton) 船長につきこれを否認し、したがってこの場合には、 ノーマンド卿も、 同時に船主についても否認 訴答書面の中で上告人に トレスパス お ょ

- (1) (1956) 研究としては、G. W. Keeton, The Lessons of the Torry Conyon, Current Law 本稿の貴重な資料となった。 218, (1954) 2 Q. Ä 182, (1953)2 A11. E. Ŗ. 1204. 本判例をトリキャニオン号事件との関連で Problems 1968, 94. から あ
- $\widehat{2}$ (1874) L. R. 9c p. 400. 本件は、原告が、 その所有地の外側を走る公道に停車する大馬車のために、 採光を妨害され、

が発する悪息のため、 土地に影響をうけたとして訴え、 裁判所がこれを認め た事件

- 3 10 Q. B. 17, Gayler & Pope Ltd v. Davies Son Ltd (1924) 2 K. B. 判事は、 この法理を確立した判例として、Goodwin v. Cheveley (1859) 75. をあげる。 28 L. J. Ex. 298. Tillett v.
- 4 本稿六六頁以下参照
- 6 避的であったこと、または結果を招来したあらゆる原因を示すとともにその結果が不可避であったこと」とい だけでは充分でなく、 本件は、マーズイ河を下降中の被告の 彼は次のいずれかの点を証 「Inverpool 号」の近くには、 その 故 障の 明しなければならない。 理 在由を証 船 明すべきだと判決した。 舶が 奕 《然停泊 すなわち、 中の 原告船に 何が事故の原因であったか、 フライ判事は、 衝 突した。 控訴院は、 「不可避的事故の立証 被告が またその 繰 舱 器 原因 責 0) 任 故 の は 障 \* 被 証 告 明 に 不 す あ
- 候だったとはいえないようである。 程度の気象はプレストンに向う場合や、 私は通航は十分可能と思った。」「海上の状態は異常なほどの悪天候とはいえず、 ら当時の天候ないし海上の状態を窺えば、 号」の二隻が、プレストンへ針路をとっていたが、この二船は、 他の場所においても屢々経験するものであった」ということであり、 同じく原告会社所有のタンカー「Esso Suwannee 号」および別に 「気象状態は余り良好とはいえず、 いずれも航海を成就させている。 風は北西から吹きかなりの大波があった。 普段より悪いという程度であった」「この この二船 の 決して異常天 船 長の 証言
- (7) (1865) う場合には、 下にあるという点の証明があり、しかも管理者が 3 H. C. 596, 601. 「過失については、 被告の 証 明 から なくとも注意の 欠如の 合理的 ために発生したことを合理的に証明したことに 適切な注意を払うかぎり事物の通常の な証明が必要である。 しかし、 事物が被告またはその被用 使用において事故が なる」。 発生し ない Ł
- 8 ある。 を る。「衝突を招いた事情 て、 判事は、 п 理 一避するためあらゆる合理的注意と技能を行使したこと、 的 な注意 この場合 主は、 次 船 および技能 のように船主側の立証義務を主張する The Llanover (1947) この反証 舶の操舵装置が故障したために自己に は の行使をもってしても回 の明白な証明について過失の推定がある場合は、Llanover号に不利となり、 船 舶の操舵が故障していたという点であり、船主にとって回避できない義務であ 避することのできなかったものであるという証 なす術 および合理的注意ないし技能の行使があってもなお回避でき 办: なかったという主 p, 80. 張 0 0) ひみでは Backnill 反証したにあらず、 明 判事の あるいは、 船 主に 見解を る。 反 自己が 証 た 故 義

ような原因によって故障したという点を証明する義務は、 船主にある」。

- 9 する被告側弁護人ネルソン氏の論旨を否定し「船主は、合理的に行動する義務、換言すれば船舶を管理する合理人が て船長を免責する場合には、 人に対し損害を与えるような行為を行なってはならないという義務があると」し、また「判決が船舶の航行上の過失につい このほか、シングルトン判事は、船主は、その所有・占有を問わず海岸の人に対しいかなる義務・責任も負わないと主張 同様に船主にそれを認めることが better である」と述べて、被告間の地位による差別を否
- 10している。 Sealeigh-Denfield v. O'Callagham (1940) A. C. 880. における Wright 卿の見解を参照。
- $\widehat{\mathfrak{i}}$ した。また後者の事件は混雑するマーケットに爆竹を投げ込んだ被告の責任が問われたものであり、デニング判事は、 と考えた。デニング判事は、これらの先例と本件の特徴をみて、前者は公衆の安全(safety)にかかわる危険物の放 事件もまたパブリックニューサンスであるという。ブラックストーン判事もトレスパスを否定しパブリックニューサンスだ る。この事件で Pollock, Willes, Channell, Byles, Shee など著名な裁判官は、 被告にパブリックニューサンスを認定 火薬を穴につめ、これが原因で大暴発が起き、爆風のため飛散した岩石が近隣の家・庭・道路等に落下したという事件で それぞれ、(1864) L & C. R. 491, (1773) 2 W. B. I. 892. 前者は、採石所の所有者 本件の油の流出は単に国民の慰安 (comfort) に関するものであるとしたが、これらは決して、 (被告) が岩壁爆破の際に ニューサンスの法 出であ
- (1652) Tones. 205 (税務所員が発砲し、 (1616) Harbart. 134 B. 314(スコットランド街を照明する街灯が通行人の頭上に落下怪我をさせた事件で、ライト卿によって、 責されず……この証明なし」とした事件)、それにパブリックニューサンスの事件である Tarry v. Ashton (1876) 1 Q. (principle) の特質ではなくニューサンスの種類 (kind) の特質に出たものにすぎないとして、重視しなかった。 沙: ーサンスの私訴とされた事件)と Wringe v. Cohen (1940) 1 K. B. 229 (公道に隣接して建設された家の切妻(gable) 判事は、 風に吹き壊された事件で裁判所はこれをパブリックニューサンスと認定した。その理由とするところは、Tarry case と 告の財産管理の不完全であり、 船主の立証義務と不可避的な必要行為を裏付ける事件として、 (王座裁判所が「全く過失なしとされる以外は救済を否定する」とした事件) と Dickenson v. Watson 被告はこの瑕疵に不知でしかも不知に無過失であったが、 これが原告の眼に当った事例で、 トレスパスの事件である 裁判所は「被告は不可避的な必要がなければ免 被告は免責を証明 Weaver v. パブリックニュ っしなか

12

同

被

車会社の過失は否認したが Co. 結局責任判決をうけた)、 (1889)2, 3 Q. B. 不可避的事故を証明できなかったとして責任を認めた)、を各援用した。 17(公道を走る馬車が、ポイントの欠陥のためトラックに衝突した事件で、 および Sadlen v. South Stffordshine and Bermingheun District Steam 陪審は、

- 13 操舵器が故障し、船主の責に帰すべき不注意で船のコントロールが喪失した場合はパブリックニューサンスとなり、 デニング判事は、 The Merchant Prince case を衝突が故意にもとづく場合にはトレスパスであり、 雑する 船舶が 河川
- 14 コントロールを保持しつつも停泊中の船舶に追突したという場合にはネグリジェンスであるとみる。 The Merchant Prince, および The Dageid (1947) 80 L.I. R. 54 の海事裁判所の判決にみることができる。 op. cit., Lord Esher MR. 同旨の判決は Annot Lyle (1886) 11 P. D. 114. の

Herschell

で

- 15 本稿後出六六頁参照
- $\widehat{16}$ この先例として Tones v. Llanorwst Urbum District Council の Parker
- 17 River Wear Commissioners v. Adamson, 本稿後出六六頁参照 (1877)2 A. C. 743, Gayler Pope Ltd v. B. Daves 判事の 判決を挙げ Son Ltd,

### 英国不法行為法上の請求原 因

匹

をえないわけである。英国の場合、そうした侵害行為は、 ては、 用を妨げられ、あるいは不法にも生活を侵害された被害者であることにはかわらない。 故の結果、海上に投棄ないし流出された積荷 濁被害者は、その蒙った損害の規模については両者の間に大きな差異があるとはいえ、いずれも、タンカーの海難事 九五三年の「Inverpool 号」事件における油濁の被害者と、一九六七年の「Torry Canyon 号」事件に そのうけたる損害に対し、終局的には、 (油)のために、その所有する権利・財産に不測の侵害をうけ、 司法手続に訴えて、不法侵害者である船主の責任を追求していかざる かかる善意の被害第三者とし おける油 その利

いわゆる普通法の「Tort」

の問題として、

集積された判

決例によって規律されることになる。 油濁損害をうけた被害第三者が、英国不法行為法の下でいかなる請求原因

そこで本節では、

Canyon case における英国政府のそれも、ともにトレスパス、 ニューサンス、 およびネグリジェンスを理由とする という問題について概観していきたいと思う。 言い換えれば、 ものであったから、ここでの考察の対象も一応この三つの不法行為類型にしぼり、前記の 級裁判所の判決にも関連づけながら、具体的にその成否を検討していくことにする。 船舶事故による海洋油濁が、英国の普通法においてどういった不法行為を成立させることになるか、 もとより、Esso case における被害者の請求原因も、 Esso case における各審 また Torry

パス to land, trespass (Quare clausum fregit)と、他人の占有する有体動産に対する不法な侵害 (trespass de konis asp-(1)(侵害訴訟) という不法行為が成立するとされ、これには、 トレスパス (trespass) 英法上、一般に力を用いて他人の財産に関する権利を侵害する場合には、 不動産 (土地) の占有に対する不法な侵害 (trespass トレス

ortatis) とがある。 例の伝統的な見解である。しかも、そうした構成要件は、トレスパスとニューサンスとを区別する場合の有力な決め 目的物との物理的接触という要素は必須条件とされないが、 含む)に直接的かつ物理的に介入する(direct and physical interference)ことによって発生すると定義され、 ことという要素は、 いう成立要件は、 土地に対するトレスパスは、正当な理由にもとづかず他人の占有する土地 動産に対するトレスパスの場合にも、ほぼ共通する。そして、後者の不法侵害の場合には、一般に 両者に不可欠で、いわばこの不法行為成立の心的要素にあたると理解するのが、英国の学説、 しかし、侵害が直接的(direct and immediate)である (地面、土地に定着する建物、 地下、 その

(訴権)を許されるか、

手としても重要な意味を有するとされる。

侵害が間接的に留まる点を強調して、トレスパスを不成立とさせた。そこでまずはこの辺の争点からを検討はじめた された感があるにもかかわらず、控訴院のデニング判事、貴族院のラドリッフ卿とテュッカー卿は、 Case では、そこでの海水の作用による海浜の油濁と侵害の直接性との関連が、第一審のデブリン判事には肯定

では、 行為が原告の土地に加えられたのであれば訴はトレスパスによるべきであるが、それが、被告の土地に対して行なわ の「History and Souces of the Common Law」に挙げられる The Prior of Southwark's Case (1498), op. cit. 裁判所が採用した有力な区別の基準は、 為が原告の土地において発生した場合は、状況によって不動産占有侵奪または暴力侵害(trespass vi et armis)とさ ている。しかし、この二個の不法行為は、事実上別種の不法行為であり、性格上の差異もある上に、その選択上の(2) の時代に「場合ニューサンス訴訟」(action on the case fon nuisance) てきた。 りは当初訴訟の勝敗に大きく影響したから、 隣接の不法行為であるニューサンス(nuisance)と共通する部分が多く、両者は、 トレスパス、とりわけ土地に対するトレスパスは、その「土地の占有に不当に干渉する」という定義から、 一方、防害行為が被告の土地で惹起されたときは、ニューサンスであると考えられた。そしてこの場合に、当時の 河川の近くに穴を堀り、子牛の生皮を埋めた石炭商の行為が、汚染を理由に訴えられたが、裁判所は、 いまこの点を判例史によって、極く大まかに跡付けるならば、第一五世紀のはじめ、ヘンリー四世(1399-1413) 「何処で侵害が発生したか」 ということであった。ファイフット 英国の学説および判例は、両者を区別する基準の発見に長いこと傾頭し の救済方法が現われてからのちは、 互にその保護法益において交切 後述する 妨害行

れたのであればケースの訴によると判決した。その後一六五六年の Preston v. Mercer Hardres 60の経験を経て、

う基

準

第一八世紀に至ると、すでにそれ以前から裁判所が斟酌していた「侵害が直接的なりや間接的なりや」とい

従来の「損害の発生場所」という基準に代って支配的となった。一七二六年の Reynold v. clarke, op. cit.

立て掛け、

あるいは壁の傍に屑を置くなどの場合)

といったように、

何かを土地に直接接触させようとする、やや直接性

ある。 る」のである。 (5) の身体もしくは り直接に行使された物理的行為」(a physical act done directry on the plaintiff's land) グ判事の言葉を借りれば、 重ねて、 ブラックストン (Blackstone) の言をもっていうならば、 財産権に対して直接的に有害なもので、 土地に対するトレ スパ スの成立には、 したがって、 必然的にある種の暴力を伴う場合に、 「被告の行為が、 「暴力侵害訴訟は、 原告の土地の上に、 であることが必要な 行為それ自体 被告によ から 成立 他 0 0) ج.

当ではない。 必ず原告の土地に到達するに違いない物体を故意に放出した結果発生したものであるから、 Case る<sub>6</sub> 土地における活動の結果として生じたものであるのに対し、Esso case のような投荷による一海岸の油 見解を全面的に支持する)、直接的侵害とトレスパスとを関連づけることは一応英国の伝統的な判例・学説の立場といえ 接性の問題に注視し論究する裁判官は、このデニング判事一人であるが おいて行なわれた」とし、 となる海中への油の投棄という被告の行為は、 直 Esso case しかし、控訴院のデニング判事が直接的侵害の要件を強調する事件として引例する 故にトレスパスは成立しない、と判決した。Esso case では、このようなトレスパスの心的要因である侵害の 接性の典型的なもの Reynold v. Clarke トレ のデニング判事は、 スパスを成立させる不法な立入(entry)とは、 から、 油が潮流にのって原告の土地に到達した事実は、 の場合には、そこでの河川の汚染や噴水の飛散が、いずれも被告の占有になる一筆の 他人の土地の境界内に不法に物体を置く 前記先例をひいて、同件に右のような成立要件の存在を否認し、 「原告の海浜(土地)の上に直接的に行使されたのではなく、 他人の土地ないしは建物内に不法に侵入するとい (ただし、 (たとえば、石を投げ込み、他人の壁に梯子を まったく間接的であって直接 貴族院のテユッカー卿がこのデニング The Prior of Southwark's 両者を混同することは適 そこに 濁の場合には お 的 し、 で 河口 て問 は 直 な K 題

物体を置く行為もまた、直接的物理的な侵害にあたり、トレスパスを成立させるに十分なものと思う。(8) の稀薄な場合をも含むものと解されるから、被告が、自然力のために原告の土地に運ばれるような情況の下で故意に

つぎに、トレスパスの訴の成否に関しては、Esso case の第一審判事デブリン、控訴院のモリス判事、 および貴族

院のテュッ ないかぎり訴権を有しないという、公道の事故に関する特殊な法則(traffic rule, highway accident rule)は、 および 世紀の半ばを過ぎた時点にその最初の形跡を認めることができるのであって、この法則が英国不法行為法の中に侵透 接(proximate)して土地・動産を有する者は、 するといわれ、その一つは、家畜のトレスパスの公道における特則であり、二つは、Ryland v. Fletcher (1868) op.cit. する様は、 およそ、 Riverwear Commission v. Adamson (1877) op. cit. の中で強力に主張されたブラックヴァン卿の見解がそ 比較的明確に捉えることができる。すなわち、一般に、公道上の事故に関する特殊法則の遡源は二点に発 カー卵が説いた、 「公道」の交通には、一定量の危険の発生が必然・不可避であり、公道上の人および公道に隣接ない 公道の事故に関する特殊の法則について注目する必要がある。 その交通の結果としてうけた侵害について加害者の 過失を立証でき し近

る者は、 た不法行為であることは周知されるところである。しかし、この家畜のトレスパスの法則は、 trespass) 道から隣地に紛れ込む家畜の不法侵害に対しては適用がないとする判決があらわれ、 畜の管理をなすべき絶対的な義務を負うとするものであり、 F レスパスの最も古い起源のひとつであり、一四世紀の中葉にその事例が認められる家畜の トレ い わゆる 家畜の所有者はその家畜が他人の土地に迷い込むことにつき、 Volenti non fit injuria の一場合として、公道上で合法的に家畜を管理する者に対して家畜 それは、およそ過失とは無関係の厳格責任の性格を帯び 自己の危険にお 公道に隣り合せて土地を所有す その後一九世紀に、 いて (at his peril) スパス (cattle の逸 公

れである。

事件においては相手方の過失の立証義務が原告にあるとの見解を暗示した。そしてその後、

このような法則は、

カ

67

(67)

えられているものであ 出 「責任を問うことはできず、そうした侵害は彼の受認せねばならない スパスの公道上の特則」として今日確立をみている法則であり、 ·種類のものであるとされた。これが、 公道上の事故の特殊法則の起源の一つとして考 「家畜の

にも、 任を問うことはできない」と判示して、 卿は、 を受忍しなけ 行によって侵害をうけ易く、この点は、 道に隣接して財産を有する者は、その不可避的危険の侵害を自ら引受けたものと考えるのが相当である」と。 する財産を、 をブラックヴアン判事は次のように説く。 権を有しえず、 ずれも判決理 して土地 の実務ともなっている。 また、 口 それによって財産に侵害をうけた者は、 航 River Wear Commissioner v. Adamson case で、「公衆が通行権を有する場合に隣接する財産は、 水路に隣接する桟橋等が船舶によって侵害される場合とで何ら異なるものではない。そして、いずれの場合 この法則の別の起源としては、 財産を有する者は、加害者側の過失を立証できないかぎり、公道上のないしは公道からの侵害に対して訴 12 一定の不可避的な危険に晒すことなく行なわれることは不可能である。 由の本質となるには至らなかったが、 ばならない。 その侵害について認容せねばならないという法則である。 これは、公道上の交通には一定量の危険が不可避であり、公道上の人または公道に隣接 故に、 単に乗物または船舶の所有者であることの証明のみで相手方の過失を構成し、 乗物の所有者に絶対責任のないことを明らかにするとともに、 商店、 一連の貴族院判決で表明されたブラックヴァン卿の見解がある。 「公道上の通行は、 相手方の過失の存在と賠償責任について立証できない以上、 窓、 柵などが道路を行き交う乗物によって破壊される場合と、 しかし、 その思考法は現代の感覚と目常社会生活に適合し 陸上・海上を問わず、公道上の人もしくは公道に付近 Rylands v. Fletcher case で、この法理 したがって、公道の通行者や公 公道上の それ その損害 海 その また同 (近接) は 現在 通

には、 法」が裁判所によって注視されて、種々の理由と訴訟技術上の便益が相俟って、特に、 法の法理として 一層明確に確立され、 原告の申立てるトレスパスの訴が否定され、 二四年の Gayler v. Pope Ltd v. Davies & Son Ltd, op. cit. のマッカーディ判事 (Mc Cardie J) 原告はトレスパスで訴えるのではなく、ネグリジエンスで訴えるようになり、その後は、次第に「ネグリジエ 独立の不法行為としての「過失 公道における衝突事故の場合 により、 (68) 68

害者たる船主側の過失がないことを指摘して、トレスパスの訴権が成立しえない判示した。また、海に近接する十Esso case では、貴族院のテュッカー卿、および第一審のデブリン判事が、右の公道上の事故の法則に注視し、 ンス」が「トレスパス」を圧倒していくことになるのである。(9) 従されねばならないといった法理に立脚する、 や海岸の所有者は、 を裏付けとする右の公道の特殊法則にもとづくものといえる。 難破物からの損害というような一定の危険を必然的にうけ易い運命におかれ、 控訴院のモリス判事の判決も、 基本的には、 ヴラックヴアン卿の思考 この種の危険が忍 海に近接する土

加

### $\widehat{1}$ 後掲註(6)参照

- $\widehat{2}$ トレスパスとの関連も含め、 おけるニュー サンス研究への序説(一)(二)早稲田法学三十一巻三・四冊、 英米不法行為におけるニューサンスの位置づけを行なった研究としては、 三十二巻一・二冊、 が詳細で 矢頭敏也
- $\widehat{3}$ 裁判所は大いに惑わされたが、 被告が自己の土地 ンス訴訟が正 い救済方法であるとして、 から汚物や悪臭を放つ水を放流して原告の建物を侵害したため原告が暴力傷害訴訟を提起した事件で、 結局、 ۲ レスパスにおいては妨害行為が被告の土地でなされることはない 原告勝訴の判決を下した。 矢頭 前 掲(二) 四四頁 から、 場合ニュ
- $\widehat{4}$ 矢頭 四 〇頁。 新井正男·砂田卓士共編「英米法講義」一九五頁。
- 5 Blackstone, Commdntaries, Ш. р.р. 208-209.
- Winfield and Jolowicz, on Tort (9ed) p. 311,

- (►) Gregory v. Piper (1829), 9 B. & C. 591, Konskier v. B. Goodman Ltd. (1928) I K. B. 421
- 8 (9) Goodwyn v. Cheveley (1859) 28 L. J. Ex. 298. この法理は Tillett v. Wards (1882) 10 Q. B. D. 17 に継受さ and Negligence, 49 L. Q. R. p. 359—378. が詳細である。 示した。なお厳格責任である家畜のトレスパスに「公道上の特則」が現れるに至った過程については、Winfield, Trespass スの厳格責任の法則に従い責を免れないと主張したが、Coleridgi C. J は公道から家畜が迷い込む場合は例外であると判 れた。同件では、被告の牛が原告である鉄器商の店舗に紛れ込んだ。原告は、被告の無過失が明確であっても家畜のトレスパれた。同件では、被告の牛が原告である鉄器商の店舗に紛れ込んだ。原告は、被告の無過失が明確であっても家畜のトレスパ Salmond, on the Law of Torts (15 ed), p. 48, James, General Principles of the Law of Torts (2ed), p. 75. F. H. Newark Trespass or Nuisance or Negligence, Modern Law Review vol. 17, p. 579—581, at 580,
- 11 10 Harari, The Place of Negligence in the Law of Torts の一二五頁以下が詳しい。 トレスパスからネグリジェンスへの流動について触れるものと して は、 ウインフィー ルド 0) 論 文 (前示註(9)) 0)

ほか

被告の故意的行為のトレスパスには適用さるべき法理ではないと批判する。F. H. Newark, op. cit., p. 580. ニュワークは、 「traffic rule」は、純粋に非任意的なトレスパスにのみ適用されるべきで、Esso case の場合 のよう

(呆 完)